

## 第2章 人権施策基本方針

### 1 基本理念

人権は、「一人ひとりの人間がかけがえのない存在である」ということを、自分だけでなく、他人と認め合って初めて成立するものです。また、人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく生きるために欠かすことのできない権利です。

つまり、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う人々の共存の考え方でもあります。

本市では、この人権尊重の理念に基づき、「いつまでも自分らしく、幸せに暮らしていけるまちの実現」「お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまちの実現」を第1期基本方針及び基本計画における施策の基本理念として位置づけてきました。

市民の人権意識の動向や人権をめぐる社会的な背景に加え、羽曳野市人権審議会での答申及び、これまでの本市の人権施策の継続性を踏まえ、本基本方針及び基本計画においてもこの2つの理念を継承するものとします。

#### 【基本理念】

いつまでも自分らしく、幸せに暮らしていけるまちの実現

お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまちの実現

## 2 基本目標

羽曳野市人権審議会の答申を踏まえ、本基本方針及び基本計画の基本理念をめざすにあたって取り組みを推進する人権施策の目標を次のとおり設定します。

本市の最上位計画である「第6次羽曳野市総合基本計画」や既存の計画と調和を図りながら、その達成に向けて取り組みを進めます。

### (1) 人権尊重の意識づくり

人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

私たちが日常生活で当然として受け入れてきた日本特有の風習や世間体、地域における慣習や意識、行動等の身近な問題についても、人権尊重の視点から見直すとともに、自分の人権と同様に他人の人権も尊重し、一人ひとりが持っている人権を「侵さず、侵されず」という認識のもと、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解の醸成をめざします。

### (2) 人権文化の風土づくり

「人権文化」とは、日常生活の中で、互いの人権を尊重することを自然に感じ、考え、行動することが定着した生活のあり様そのものです。

すべての市民が家庭や地域、職場、学校など、日々の暮らしの中で人権を大切にし、尊重し合う習慣が身に付き、人権文化が根付いた風土づくりをめざします。

### (3) 人権尊重の支援体制づくり

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権侵害を受けている人の様々な相談を受け、適切な機関による救済が受けられる体制が重要です。

人権侵害を受けた被害者が安心して相談できるよう、関係各課、関係機関・市民団体等との連携を強化し、様々な人権問題に対して迅速かつ的確に対応できるよう支援体制の充実をめざします。

### (4) パートナーシップによる人権尊重のまちづくり

人権教育・啓発は、乳幼児期から高齢期にわたる幅広い年代層を対象に継続的に行う学習活動であり、市民、市民活動団体、事業者など、すべての人が取り組んでいくことが重要です。

市民や地域、学校、事業者などと行政がそれぞれの役割を担いながら、人権問題を解決し人権が尊重されるまちづくりに向けて連携・協働できる社会をめざします。

### 3 施策体系

